

避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に自宅があり、原発事故当時福島県外に単身赴任していた申立人について、定期的に自宅に戻っていたことやその頻度等を考慮して、平成23年3月から平成30年3月まで月額2万円（月額10万円の2割）の日常生活阻害慰謝料の賠償が認められるとともに、中間指針第五次追補規定の目安額（250万円）どおりの生活基盤変容による精神的損害の賠償が認められるなどした事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、別紙記載の損害項目及び期間に対する和解金として、金620万円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人と被申立人は、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年7月6日

（仲介委員 藤重 由美子）

	損害項目	対象期間	和解金額	備考
1	日常生活阻害慰謝料	H23.3.11 ~H30.3.31	1,700,000	月額 10 万円の 2 割を認定
2	生活基盤変容による精神的 損害		2,500,000	
3	財物損害(家財)		2,000,000	大人 2 人世帯の定額 445 万円 から既払金 245 万円を控除
	和解額合計		6,200,000	